

平成24年6月15日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 福 島 日 出 夫 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年6月15日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 請願第3号 町道八牧坊所新村線の道路補修工事について
- 日程第2 意見書案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 日程第3 委員長報告第2号 請願第1号 井手口地区駐車場整備について
- 日程第4 委員長報告第3号 請願第2号 百条調査特別委員会設置要因の調査について
- 日程第5 討論・採決
- 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時45分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第3号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 請願第3号 町道八牧坊所新村線の道路補修工事について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

○8番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。

請願第3号の説明に入る前に、議長のお許しをいただいておりますので、補足説明をさせていただきますというふうに思います。

皆さんのお手元に2枚つづりの資料を提出させていただいております。これは請願に非常に関連がございますので、説明をさせていただきます。

2枚目の図面を見ていただければわかると思いますが、東から西に町道が通っております町道八牧坊所新村線でございますが、道路の南側に農業用のパイプラインが埋設をされております。赤線のところがそうでございます。その道路に本管を埋設して、各田んぼに1枚ずつパイプラインがまた埋設をされております。上から3番目のところに事故が起きております。それが、車が非常に多くなったせいかどうかはわかりませんが、非常にわだちにくぼみが多くなっておる現状でございます。その中で、ここのパイプラインがパンクをして水浸しになっている状況でございます。それが1枚目の写真でございますので、お目通しをいただければというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

では、請願の説明をさせていただきます。

---

請願第3号

請 願 書

平成24年4月25日

上峰町議会議長 大川隆城様

紹介議員 吉富 隆

件名

町道八枚坊所新村線の道路補修工事について

請願書の趣旨

町道八枚坊所新村線は、県道坊所城島線と県道市武神埼線に接しており、近年交通量も多くなり、また地盤沈下もおこり道路破損が激しくなっているのが現状です。

その為、車が通行するたびに舗装屑がとび、雨天時の水溜まり箇所では、農業者や通行人が泥水をかぶることもあります。

上記の現状により、地区住民から道路改良が強く要望されておりますので、農作業災害及び交通事故防止等のために、一日も早く道路補修工事を実施していただきますようお願いいたします。

地方自治法124条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。

請 願 者

住所 上峰八枚区長	住所 上峰八枚評議員
氏名 江頭常義	氏名 米倉康博
住所 上峰八枚評議員	住所 上峰八枚評議員
氏名 江頭紘一	氏名 江頭 勉
住所 上峰八枚評議員	住所 上峰江越区長
氏名 江頭謙二	氏名 江越 淳
住所 上峰江迎区長	住所 上峰九丁分区長
氏名 重松信文	氏名 吉富正治
住所 上峰碓区長	住所 上峰中村区長
氏名 碓 恣	氏名 原楨武敏

---

以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、お諮りをいたします。

質疑の途中ではございますが、ただいまの請願第3号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、この請願第3号は振興常任委員会に付託の上、継続審査とすることと決定いたしました。

## 日程第2 意見書案第2号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 意見書案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書案。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。私のほうから意見書案第2号を申し上げます。

---

意見書案第2号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

基地対策予算の増額等を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日 提出

---

基地対策予算の増額等を求める意見書（案）

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊や基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
衆議院議長 横路 孝弘 様  
衆議院議長 平田 健二 様  
総務大臣 川端 達夫 様  
財務大臣 安住 淳 様  
防衛大臣 森本 敏 様

---

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

#### 日程第3 委員長報告 報告第2号

#### ○議長（大川隆城君）

日程第3. 委員長報告、報告第2号 請願第1号 井手口地区駐車場整備について、これ

を議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

### ○7番（岡 光廣君）

皆さんおはようございます。請願審査報告に入る前に一言だけごあいさつを申し上げます。

実はこの井手口地区の駐車場問題につきましては、今回で2回目の請願提出ということになりました。そういうことで、委員会としても、慎重審議、要するに十分なる結果を出さなければいけないということで、5月10日ですけれども、現地のほうに井手口区長さんを初め役員の皆様方出席していただきまして、各委員の皆さん方は十分意見聴取を実は図っていただいたわけでございます。

その中で、委員会を役場の別室で行いましたけれども、その席上も代表の役員の皆様に来ていただきまして、十分なる意見聴取を実は行いました。そういうことを十分踏まえまして、何とかこの2回目の請願によって、一つの方向性を見出していかなければいけないということで、長時間にかけて慎重審議を行ってまいりました。

そういうことで、地区の皆さん方、行政の内容等を十分踏まえまして、今回の審査結果ということになりましたので、その辺は皆さん方の意見等も十分踏まえた形で、文言としては出てきていないかもわかりませんが、十分なる意見を尊重しながら審議してまいりましたので、その審査報告をただいまから行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

それでは、報告書を読み上げて説明にかえさせていただきます。

---

## 報告第2号

平成24年6月15日

### 請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 岡 光 廣

平成24年3月16日、第1回定例会において本委員会に付託された請願第1号について5月10日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

1. 件 名 請願第1号 井手口地区駐車場整備について
2. 審査結果 採択すべきもの
3. 主な意見 町としての具体的な活用計画がなければ、町財政状況を勘案のうえ、3年以内を目途に施設を解体し更地にすべき。

---

ものであるということで、最終的にまとめております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大川隆城君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

日程第4 委員長報告 報告第3号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 委員長報告、報告第3号 請願第2号 百条調査特別委員会設置要因の調査について、これを議題といたします。

本件につきましては、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○4番（碓 勝征君）

それでは、私のほうから請願第2号 百条調査特別委員会設置要因の調査についての御報告を申し上げます。

報告書の前段として申し上げます。4月17日に委員会を開きまして、請願者よりの要旨説明を受けました。それから各委員の意見を受けました。その内容を申し上げてまいりたいと思います。

まず、請願者よりの請願要旨等の説明ということで、御三名の方からいただきました。

まず、住民からの声を受け、請願書提出の運びになったということです。

それから、百条委の設置要因を調査、鑑定をしてくださいという声を受けたということでございます。

さらに3つ目に、真実を究明し、住民に対し情報を公開すべきの声が大きかったということです。

それから、投書文及び投書差出人を公表せずに、全会一致ではなしに百条委員会が設置されたこと、百条委員会の調査目的が途中で変わったこと、いわゆる差しかえた人物の特定が設置の目的から虚偽の証言と断定し、職員のみを告発したということの意見。

それから、平成17年当時の町長等々7名の職員が関係書類を見たと言うけれども、その書類はないじゃないかということなどの御意見をいただきました。

それから、委員の意見としまして、今回の百条委の告発、平成23年1月13日付につきましては、検察庁よりの不起訴処分、平成23年10月7日付の通知を受け、12月議会として新たな確証がない限り再告発等はすべきでないということで、今後の動向を見守るということで全会一致でなされているということの意見、これは議会だより第160号に掲載をした経緯があるということでございます。

それから、議会だよりの特集号、平成22年12月末発行については偏った内容であったのではないかと、やはり真実を究明し、事実内容を議会だよりで町民へ公開すべきであるという事柄。

それから、平成23年12月、平成24年3月定例会で百条委員会の関連質問に、町長は調査等するの発言がされており、さらに平成24年度当初予算にも、投書文等調査委託料として予算計上されているということで、3月議会一般質問におきましても、調査実施せよの発言も出ているということでございます。

さらに意見としまして、まず、この案件については全協に凶るべきじゃないかと。その後、総務委員会、総務厚生委員会でやるべきだと、採択になれば議会でするべきじゃないかという御意見。この意見に対しまして、請願第2号で提案され、議会において質疑なしで全会一致となり、総務厚生委員会へ付託されたものであるから、全協に凶る必要はないという御意見も出ました。

以上、経過報告ということで、請願者の御三名の方なり総務委員の皆さんの意見、それぞれいただきました。請願内容のとおり、執行部へ調査を依頼することを賛成多数もって、採択の運びとなった経緯がございましたので、申し上げます。

それでは、

---

報告第3号

平成24年6月15日

請 願 審 査 報 告 書

総務厚生常任委員会

委員長 碓 勝 征

平成24年3月16日、第1回定例会において本委員会に付託された請願第2号について4月17日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第2号 百条調査特別委員会設置要因の調査について
2. 審査結果 採択すべきもの
3. 主な意見 調査を実施すべきとの議員からの意見があること。また、平成24年度当初予算に調査費用が計上されていることを踏まえ、所要の調査をすべき。



---

という御意見でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

ただいま議長さんのお許しを得ましたので、質疑ということじゃないようでもんね、我々に。報告書を見ますと、討論となっていますよ。

○議長（大川隆城君）

こちらのほうでお願いします。

○8番（吉富 隆君）

では、失礼をさせていただきます。

質疑ということでございますので、質疑をさせていただきます。

私は、結論から申し上げますと、反対でございます。これは我々議会議員といたしまして、賛成するにも反対をするにも、きちっとした理由があってやるべきものだと解釈をしております。そういう観点から申し述べさせていただきたいというふうに思います。

そもそも請願というものは、書類に不備がなければ議会事務局で受け付けをいたします。その書類が議長のところに起案として回ります。議長が決裁をして初めて議会に出てくることだと私は思っております。そういった中で委員長報告もされましたとおりに、議会に出てきて何も意見が出なかったという説明を今聞きました。まさしくそのとおりでございました。しかし、委員会付託ということでございますので、委員会にこれは付託をされたので、任せるということで私も理解をしているところでございます。

そういった中で、この請願の中身を見ますと、これは大きな問題というふうに私は位置づけをしております。また、簡単に軽々に扱う問題ではないと、もっと慎重にこれは委員会の中でも議論をすべきであると私は思います。

今、委員長報告の中に、今までの流れをきちっとした形で説明をされましたが、この百条委員会の設置ですね、これは全員一致で可決です。これは委員長間違った報告をされております。そういうふうになっております。これは事実でございますので、後で調べていただければと思います。

そういった中で私が疑問を持つものは、委員会のあり方も問題だと思っております。私は委員会の始めに請願者の方をお呼びになられて、委員長みずから質問をされて、その後に委員の皆さんに質問はないですかと、僕はあいた口がふさがりませんでした。本当に。本来の姿としては、この大きな問題を委員会で議論をして、どうしても請願をされた方の意見を聞きたいということでお呼びになるのなら僕も理解しますが、それはあってはならないで

しょう。中身は重要ですよ。請願の理由を見てください。私はそう思いますよ。1時間余りで終わったじゃないですか。余りにも強引な採決であったと僕は思っております。軽々に扱う問題ではございませんよ、これは。僕が発言をさせていただきました、その中で。委員会が2つしかございません。5人の方が総務厚生常任委員会に所属をしております。この大きな問題については全員協議会じゃなくてもいいじゃないか、意見を聴取した上で採択されているんで、委員会で決定してはいかがですかと、それも通りません。そういうことが本当に委員会の中であっていいのかと。僕はあってはならないと思います。

この請願者は、きちっとした形の政治団体の方ですよ。もっと慎重に扱う案件だと思えます。私も議会人となりまして13年になりますが、こういった請願書は初めてでございます。それゆえに大きな問題だと、それをいとも簡単に採決と、あってはならない。根は深いですよ、これ。何年かかっていますか、この問題。結論は今委員長が報告したとおりでございますけれども。そういった中で、それはそれとして委員会付託ですから、百歩譲ってもそれはそれとしていいんですが、この案件が採択になった場合、議会でこれは解決するんですかとお尋ねをしたら、これは行政に行きますよということでございました。これが問題です。恐らく請願をされた方は、議会でしなさいよということであろうと思います。私はそう考えております。行政に付する事案じゃないんですよ、これ。

今、委員長報告の中に予算化をしたと、行政がされたという報告もありましたけれども、行政は行政でやっていただくんですから、議会とは別問題だと僕は思っています。請願の内容は議会で解決してくれということなんですよ、これは。それも通らない。本当にそれでいいのか、これは議会の責任だと僕は思っております。これを行政に転嫁することはあってはならない。もし、それが僕の言っているのが間違いとするならば、9月の議会で町長に責めますよ。それはあってはならないことでしょうもん。内容をよく理解してくださいよ、内容を。恐らく今傍聴にお見えになっておるので、この趣旨、議会に求めているものか、行政に求めているものか、ほかの請願とは全然違う中身なんですよ。これは議員の皆さんも理解しなさろうと思うですよ。こういうことがあっていいのかと、今の議会のあり方も、やはりこのままでいいのかと、委員会のあり方も本当にこのままでいいのかと、僕は再三再四議会の中でも発言をしまりました。

去年の12月の議会から3月議会、今度の議会まで見てみらんですか、12月議会でこの百条委員会の問題は一般質問で出ました。相手がいないのにできないでしょうもん、一般質問は。議員の皆さんは行政に一般質問しますもんね、そうでしょう、僕はそう思っております。おかげで3月議会も僕は質問させていただきましたけれども、その内容は御案内のとおりでございます。詳しく言う必要もないと思います。

したがって、そういった理由があって、私は条件をつけて反対をしているわけです。これが議会できちっとした形で、この請願者に対して表明をしていく、解決をしていくというこ

とであれば、僕は賛成します。しかし、委員会の中で決定しておりますので反対をしているところがございます。議員の皆さんにも御理解をいただきたい、請願者の方にも御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございますので、よろしく御審議方も今後お願いをしたい。恐らく大きな問題になりかねないと私は考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま吉富議員のほうから質疑ということでございました。

この百条調査につきましては、申し上げたとおり請願者の御意見は十分お聞きいたしました。それを踏まえまして各委員の御意見も徹しながら、まとめとして今回の報告ということに私はなっておると思います。

採択についてのお話しもございましたけれども、もちろん請願というのは、要件が付され紹介議員をつけて提出をすれば、議長は受理する立場であるということになりまして、本会議へ提出をし、委員会付託、委員会の中で論議をしながらこういう形式に私はなってきたというふうに思います。

おっしゃるとおり、この案件につきましては非常に大きな問題でございまして、平成22年にこれは設置されたというふうに思います。私が申し上げたのは、設置の中で全員の賛成がなかったんじゃないかということの意味合いで、私は全員一致じゃなかったということを上げたいつもりでございます。

それから、提出者の説明が不足と言われたようにちょっと聞こえましたけれども、請願者からの御意見は十分いただいたつもりでございます。そして住民の声も反映をされての請願書の提出であったというふうに私は思いますので、それを受けまして、それぞれの各委員の御意見をいただきながら今回のまとめになったということであるというふうに私は思っておりますので、どうぞそこら付近を御理解いただきながら、よろしくお話を申し上げたいと思います。

以上でございます。

#### ○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○8番（吉富 隆君）

委員長さんの言われる意味もわからないわけではございませんが、はっきりと冒頭に委員長が申し述べられたのは、百条委員会設置と言われたんですよ。これは全員一致で可決ですよと、告発の時期は全員一致じゃなかったということなんですよ。そうでしょう。だから、この本会議でそういう間違いのないような発言をしてもらわないと、総務厚生常任委員長だから。私はそう思います。

この問題については非常に軽々に取り扱ったと、私は位置づけをしております。委員長も御存じのように大きな問題だと言われておりますので、大きな問題とするならば、もう少し議論をする。じゃ、委員会のときに最終的にどうなったかと、私はそういう意見を申し述べました。これは請願者にきちっと説明をしますということで終わっています。説明されたかどうかは報告がございませんので、こういう発言をさせていただいております。そうですよ。私はうそは申ししておりませんよ。本当に十分な請願者から意見を拝聴したということであるとするならば、この書類が行政に回ってもいいという判断でよろしゅうございますか。僕は違う、反対をしているのは議会できちっとした形をとっていく、それが請願の内容だと思っております。

ここでいろいろ言っても話にならないので、請願者がお見えになっておりますので、休憩をいただいて趣旨をもっと詳しくお尋ねをしたらいかがですか。議会で解決しろというものなのか、委員長報告で終わって書類を行政に回すものなのか、その趣旨をですよ、ここが一番問題ですから、流利的な問題については余りにも軽々と申し上げておりますけれども、それは違うと思っております。

以上、私はそういう気持ちでなりません。きちっとした形で請願者にお答えをするのが議会の義務であるというふうに思っております。流利的に議会で提案して、議会の議決事項ですから、百条委員会はないということでは通りませんと僕は思っています。この請願内容を見ますと、これ一から調査せんばいかんですよ。そういうことで議会が責任持ってやるということであれば、僕は賛成をいたします。議員の皆さんにもよろしく議審議方をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

さっきの質疑で、私の答弁漏れがあったと思いますので、申し上げます。

請願者の方へ、この採択になった経緯なりは口頭で説明を申し上げます。ただ、おっしゃるとおり議会ですべきじゃないかという言葉は、この文面の請願の中にはありませんので、通常は請願というものは、申し上げたとおり、要件が整い紹介議員がついて、それで本会議、委員会付託、委員会の中で議論をしながら最終的には執行部へ送るのが通常でございます。おっしゃるとおり、この百条委員会の問題につきましては、確かに大きな問題でございますけれども、結局、検察庁で御判断をされてこういう形式になつとるもんですから、これはもう私は、先ほど申し上げたとおり、新たな事実が出ない限りは、この議会では再告発等はやらないという申し合わせ等もありましたので、そこも申し上げます。

今、御質問の中で、吉富議員は盛んに議会ですべきじゃないかと、これは大きな問題ということをおっしゃいますけれども、私は不起訴なり12月の議会で議論をしたことで、新たな事実が出ない限りはこの案件については議会では見守っていくという前提がございますので、

私はこの請願者の内容のとおり、あとは請願要求の目的事項を町長に送り、調査等を実施してもらいたいということでもとめ上げておるといふふうに認識しております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

委員長、勘違いをしてもろうては困りますよ。私が言っている趣旨も理解してくださいよ。と申し上げますのは、流れる的には今、碓議員が言われたとおりなんですよ、請願というものは。しかしながら、この中身が全然違うと思うんですよ、中身が。中身が全然違うじゃないですか、請願書を読んでみてくださいよ。議会に求めているんですよ。だから、今まで13年半も議員をしておりますが、初めての事案なんです、これは。初めてですよ、こういう事案が出たのは。普通の請願というのは、地域の方々が、舗装が悪かけんし直してくれんかい、三面側溝してくれんか、水はけが悪かけんこうしてくれというのが普通です、この請願なんです。これは議会の仕事じゃない、請願をされた方に議会が応援をしていく形の請願なんです。だから、書類は行政に回る。だから、議員の皆さんが、請願については、あれはどうなったという質問もされているんじゃないですか。これはもともと議会のことなんです。議員が議員に質問はできないでしょうもん、それは協議会で議論をして方向性を決めていくというのが流れじゃないですか。通常は委員長が言われるとおりだと思います。中身が違い過ぎます。そりゃ皆さんが当然これ採決をされると思いますが、採択ということになれば、それはそれでいたし方のないことなんです、後先々大きな問題になりかねない。多分、議会にしわ寄せは来ることであろうと僕は思っております。そこら辺について委員の皆さんが御理解をしていただきたいなと思っております。

よほど執行部の方も、何ば言いよっかいというふうな話かも知れませんが、こういう事案については慎重審議をやっていかないと、後先大きな問題になりかねない、僕はなるであろうと思っております。

ただただ、この席では休憩動議はできませんので、自席に帰ったら休憩動議を僕は出します。そして、もうちょっと議論をして、先に進めていただきたい。慎重な協議をするべきであると、僕は判断いたしますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（大川隆城君）**

委員長いかがですか。

**○4番（碓 勝征君）**

再三申し上げているとおり、この案件につきましては告訴をされたその経過を踏まえて、検察庁は十分時間をかけて結論が出ておるといふふうに私は思うわけです。これをね、またさらにひもといて議会の中で議論という形にしても、結論は出ておりますので、あとはこの請願をどうするかということであるといふふうに私は思いますので、わざわざ——おっしゃったことは、もうちょっと具体的にひもといて議論すべきじゃないか、協議会を開くべきじ

ゃないかということでございますけど、私はここの公開の場で堂々と結論を出すべく意見をお互い出してもらいたいというふうに思います。

**○8番（吉富 隆君）**

絞って説明をさせていただきます。

今までの流れについては、結果はきちっと出ておりますので理解をしております。僕は請願の内容についてだけしか申し述べておりません。請願の内容が大きな問題に今後はなっていく、議会に求めているものと私は判断をしているので、こういう話をさせていただいておるわけですから、この問題は軽々に取り扱う事案ではないと。普通は行政に行くんですよ、これは中身が違い過ぎるじゃないですか。請願書の内容をよくよく理解してくださいよ。いろいろな請願書の内容を読みますと、いろいろ書いてあります。一番下の理由というのが趣旨なんですよ。目的なんですよ。そう私は判断します。目的は何かということなんですよ。だから僕が言っているのは、議会に求めているとしないなら賛成をしましょうと言っじゃないですか。僕は議会がきちっとした形をとって、請願者にきちっとした形でお答えしていくのが議会の務めであろうと思っています。今までの流れのことは僕は言っておりません。請願の内容について言っているわけですから、これは初めての事案ですから、議員の皆さんも御理解いただけるものと思っております。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。そうしないと、後々困ることができる可能性はないとは言い切れない。よろしく願いをいたします。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）もう終結いたしました。

これより……（「座ってから言うてくださいよ、そしたら。ルールでしょう。議会の。いつもこのとおり議事進行されているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

それでは、今の8番議員の意見を入れて質疑はありませんか。

**○8番（吉富 隆君）**

ここで提案でございます。休憩動議をさせていただきます。

理由につきましては、この問題について、中身の問題でございますので、請願者がせっかくお見えになっておりますので、趣旨——議会で結論を出す必要でないという請願であるならば僕もいいんですが、僕は一人の考え方としては、議会で解決してくださいよというのが中身だと、行政であるものではないと僕は思っています。よろしく休憩をお願いしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

今、休憩動議が出されましたが、いかがでございましょうか。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしの声が上がりましたので、ここで暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時34分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この請願第2号について、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択すべきものでございます。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立多数であります。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

#### 日程第5 討論、採決

○議長（大川隆城君）

日程第5. 討論、採決。

議案第26号 専決処分承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第28号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についての討論に入ります。



討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時40分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 吉富隆

上峰町議会議員 中山五雄